

ちばし道路サポート制度実施要領

(目的)

第1条 この要領は、千葉市が管理する道路において、市民団体等が行う道路の環境美化及び維持に関する活動（以下「ちばし道路サポート活動」という。）を市が支援することにより、地域にふさわしい安全・安心な道路環境づくりを推進するとともに、道路に関する市民意識の向上を図ることを目的とする。

(活動内容)

第2条 ちばし道路サポート活動の内容は、市が管理する道路において行われる次に掲げる作業とする。

- (1) 清掃（路面・植栽帯）
- (2) 除草
- (3) 道路内花壇利用（草花の植栽及び管理）
- (4) 側溝及び集水溝の清掃
- (5) 街路樹の剪定
- (6) 除雪
- (7) 道路パトロール及び情報提供
- (8) その他

(参加団体)

第3条 ちばし道路サポート活動を行う市民団体等は、複数名の住民等で構成することとする。

(申込方法)

第4条 ちばし道路サポート活動を実施しようとする市民団体等は、あらかじめ、ちばし道路サポート活動実施申込書（様式第1号）（以下「申込書」という。）及び参加者名簿（様式第2号）を市長に提出するものとする。

(認定書の交付)

第5条 市長は、前条の規定により市民団体等から申込みがあった場合は、活動内容等を確認し支障のない場合は、当該市民団体等に道路サポート認定書（様式第3号）（以下「認定書」という。）を交付するものとする。

2 市長に認定された市民団体等を、「道路サポートー」という。

(活動報告)

第6条 道路サポーターは、年度末にサポート活動の実績結果について、市長に報告するものとする。

ただし、「ちばレポ」(システム名称: My City Report)を活用して、活動毎に報告することができるものとする。

(市の支援)

第7条 市長は、道路サポーターに対して、予算の範囲内において、次に掲げる支援を行うものとする。

- (1) 活動に必要な物品の支給
- (2) 活動に必要な用具等の貸与
- (3) 活動により発生したごみの収集
- (4) 千葉市ボランティア活動補償制度の適用範囲内での補償
- (5) その他活動に関し市長が必要と認める支援

(変更事項)

第8条 道路サポーターは、団体の代表者又は参加者を変更したとき、その他申込書の内容に変更が生じたときは、速やかに変更届(様式第4号)を市長に提出するものとする。ただし、変更内容が軽微であると市長が認めたときは、この限りでない。

(事故報告)

第9条 道路サポーターは、活動中に事故等が発生した場合は、直ちに所管土木事務所に報告するとともに、速やかに事故届出書(様式第5号)を提出するものとする。

(活動の終了)

第10条 道路サポーターは、サポート活動を終了しようとするときは、ちばし道路サポート活動終了申出書(様式第6号)を市長に提出するものとする。

(認定の取消し)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、認定を取り消すことができるものとする。

- (1) 道路サポーターが道路に関する法令等に違反したとき。
- (2) 道路サポーターが道路の維持管理に支障のある活動その他認定書の趣旨と異なる行為を行ったと認められるとき。
- (3) 道路サポーターが認定された活動を実施していないと認められるとき。
- (4) その他緊急工事又は災害が発生した場合等で、市長が必要と認めたとき。

2 道路サポーターは、前項の規定により認定が取り消されたときは、貸与された用具等を返還するとともに活動場所を原状回復するものとする。ただし、市長が認める場合は、この限りでない。

3 市長は、道路サポーターが前項の規定に反して原状回復しない場合又は緊急の必要がある場合は、植栽した草花等を無告知・無補償で除去することができるものとする。

(補則)

第12条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年8月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年2月1日から施行する。